

---

# 成田市農業集落排水事業経営戦略

令和 3（2021）年 3 月

成田市経済部農政課

---

## 目 次

1 経営戦略策定の目的及び計画期間 .....	1
1.1 目的 .....	1
1.2 計画期間 .....	1
2 事業概要 .....	2
2.1 現況 .....	2
2.2 農業集落排水使用料の概要 .....	4
2.3 組織 .....	5
2.4 民間活力の活用 .....	5
2.5 経営分析 .....	6
3 将来の事業環境 .....	7
3.1 処理区域内人口の減少 .....	7
3.2 建設工事費の上昇 .....	7
3.3 公営企業会計の適用の推進 .....	8
3.4 将来の改築需要の増加 .....	9
4 経営の基本方針 .....	10
5 投資・財政計画（収支計画） .....	11
5.1 投資・財政計画 .....	11
5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定について .....	11
5.2.1 収支計画のうち投資について .....	11
5.2.2 収支計画のうち財源について .....	13
5.2.3 収支計画のうち投資以外の経費について .....	15
6 投資財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	18
6.1 今後の投資についての考え方・検討状況 .....	18
6.2 今後の財源についての考え方・検討状況 .....	19
6.3 投資以外の経費についての考え方・検討状況 .....	19
6.4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	20

# 成田市農業集落排水事業経営戦略

団体名：成田市

事業名：成田市農業集落排水事業（以下、「農業集落排水事業」という。）

策定月：令和 3（2021）年 3 月

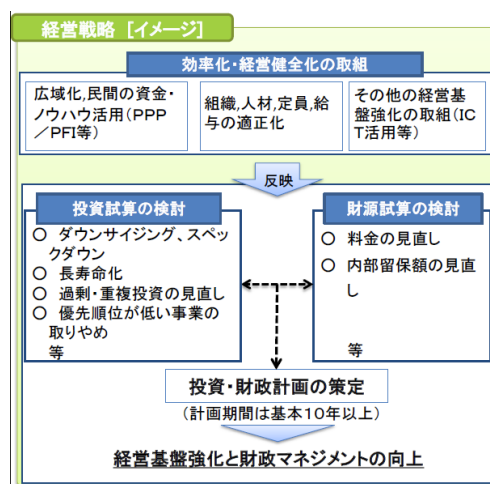
計画期間：令和 3(2021)年度～令和 12(2030)年度

## 1 経営戦略策定の目的及び計画期間

### 1.1 目的

農業集落排水事業については、農業集落排水処理施設の老朽化に伴う費用の増大、また人口減少等に伴い農業集落排水処理施設使用料収入の減少が懸念されるなど、事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このことから、客観的な視点から現状分析・評価を実施し、最適な投資規模や資金計画等各種の経営課題を抽出するとともに、その改善方策について検討し、計画的かつ合理的な経営を行い、持続可能な農業集落排水事業運営を図ることができるよう、中長期的な計画である「経営戦略」を、総務省からの要請に基づき策定します。（総務省通知「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について 平成 31（2019）年 3 月 29 日付け）



### 1.2 計画期間

総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成 31（2019）年再編）に示されている計画期間の考え方である「事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することが必要」を踏まえ、農業集落排水事業における経営戦略の計画期間は、令和 3(2021)年度～令和 12(2030)年度の 10 年間とします。

農業集落排水事業経営戦略：計画期間

**令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度(10 年間)**

## 2 事業概要

### 2.1 現況

農業集落排水事業は平成 7（1995）年度に事業着手し、平成 11（1999）年度から供用開始されています。事業着手から 26 年が経過し、施設整備及び面整備は完了していますが、今後は農業集落排水処理施設の老朽化に伴う修繕費、改築更新費用の増加が想定されます。

なお、令和 6（2024）年 4 月 1 日から地方公営企業法の一部を適用し（以下、「法適用」という。）、各種財務諸表の作成や農業集落排水処理施設の資産状況を適正に把握することで、農業集落排水処理施設の計画的な維持改善や長寿命化への活用を図ってまいります。

#### (1) 事業の概要

表 2.1-1 農業集落排水事業の概要

項目	農業集落排水事業	備考
事業着手	平成 7(1995)年度	
供用開始年度	平成 11(1999)年度	
処理区数	6 処理区	横山・馬乗里処理区、名古屋処理区、堀籠処理区、新田処理区、成井・地藏原新田処理区、奈土・津富浦処理区
終末処理場数	5 箇所	
人口・面積		
行政人口(人)	133,161	
全体計画人口(人)	5,040	
処理区域内人口(人)	2,676	
水洗化人口(人)	1,686	
全体計画面積(ha)	172	
処理区域面積(ha)	172	
処理区域内人口密度(人/ha)	15.56	
処理人口普及率(%)	63.0	
事業費累計(千円)	7,452,444	
管渠費累計	5,033,835	マンホールポンプ整備事業費を含む。
処理場費	1,812,904	
その他	605,705	
管渠延長(km)	50	
地方公営企業法の適用	非適用	令和 6(2024)年 4 月 1 日一部適用予定

【出典】令和元年度地方公営企業決算状況調査 令和 2(2020)年 3 月 31 日現在

農業集落排水事業における地区別の処理施設名称等は次のとおりです。

**表 2.1-2 地区名・処理施設名称等一覧**

地区名	供用開始	処理施設名称	マンホール ポンプ場数	位置
横山・馬乗里地区	平成 11 年 6 月	横山・馬乗里地区農業集 落排水処理施設	12 か所	横山及び馬乗里地内
名古屋地区	平成 11 年 10 月	名古屋地区農業集落排水 処理施設	26 か所	名古屋，猿山及び大菅地内
堀籠地区	平成 12 年 6 月	堀籠・奈土・津富浦地区 農業集落排水処理施設	4 か所	浅間，堀籠，柴田，奈土，久井 崎，稲荷山，中野及び津富浦地 内
奈土・津富浦地区	平成 19 年 4 月 から 平成 21 年 4 月		18 か所	
新田地区	平成 14 年 7 月	新田地区農業集落排水処 理施設	10 か所	新田及び十余三地内
成井・地藏原新田地 区	平成 16 年 4 月	成井・地藏原新田地区農 業集落排水処理施設	8 か所	成井及び地藏原新田地内
計			78 か所	

【出典】成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年 3 月 24 日、条例第 32 号）

## (2) 最適化の実施状況

最適化の取り組みとして、平成 28(2016)年 3 月に污水適正処理構想を策定しています。同構想では、市全域の污水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくために、それぞれの污水処理施設の特長を活かした整備区域、整備目標を定め、污水処理施設の整備を進めていくこととしています。具体的には、未整備区域内で公共下水道や農業集落排水等の集合処理施設から遠い地区は合併浄化槽を設置する計画としています。

なお、同構想では集合処理区域（既整備区域を含む）の集約について検討した結果、農業集落排水区域の集約、公共下水道計画区域との統合、ともに経済的に不利と判定されています。

## 2.2 農業集落排水処理施設使用料の概要

農業集落排水処理施設使用料（以下、「使用料」という。）は、以下の考え方にに基づき設定されています。

なお、使用料は消費税率の引き上げに伴う改定を除き、これまで改定を行っていません。

### 【使用料の考え方】

- ・使用料は、1世帯当たり及び1人当たりの額を定め、その数に応じて徴収する「定額制」としています。
- ・『基本料金（1戸あたり月額2,200円（税込））及び加算額（1人あたり月額550円（税込））』の合計額を徴収しています。

表 2.2-1 使用料体系（1か月あたり）

	金額（税込）
①基本料金（1戸あたり）	2,200円
②加算額（1人あたり）	550円

使用料計算式…①+（②×使用人数）=1か月あたり使用料

具体的な使用料について、下表のとおり例示する。

人数	金額（1か月あたり 税込）
1人	2,750円
2人	3,300円
3人	3,850円
4人	4,400円
5人	4,950円
6人	5,500円

（令和2（2020）年4月1日現在）

【出典】成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

※20m<sup>3</sup>当たり使用料（税込）

基本料金2,200円+加算額550円×3人=3,850円

（20m<sup>3</sup>当たり使用料は、一般家庭において月当たり20m<sup>3</sup>使用した場合に徴収される額を示すが、戸割、人頭割等の使用料を設定している団体にあつては、世帯人数を3人とした場合の使用料とする。）

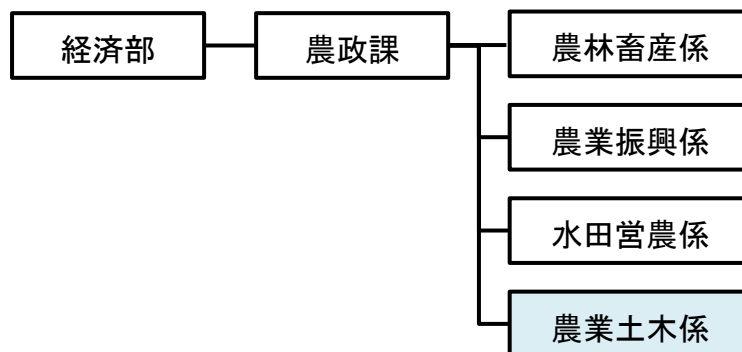
## 2.3 組織

### (1) 組織体制

農業集落排水事業は、経済部農政課農業土木係が担当しています。

経済部農政課の構成（令和2年(2020年)4月1日現在）

図 2.3-1 組織体制



### (2) 職員数

職員数について、令和2(2020)年度は2人で構成されています。

表 2.3-1 職員数

職員数		2人
	うち維持管理担当職員	2人
	うち建設担当職員	0人

（令和2(2020)年4月1日現在）

## 2.4 民間活力の活用

農業集落排水事業では、農業集落排水処理場及びマンホールポンプ場の運転保守管理等を民間に委託することにより、コスト縮減及び効率的経営に努めています。

## 2.5 経営分析

経営指標を用いて平成30年度の農業集落排水事業の経営状況を分析した結果は次のとおりです。

表 2.5-1 経営分析指標（平成30年度値）

経営指標	成田市	同規模都市平均値 <sup>1</sup>
収益的収支比率(%)	58.5	84.9
経費回収率(%)	31.9	53.2
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	434.5	301.6
水洗化率(%)	63.9	81.1
施設利用率(%)	49.2	50.7

収益的収支比率、経費回収率及び水洗化率は同規模都市平均値以下、汚水処理原価は平均値以上となっていることから、経営状況の改善が求められます。

### 《経営指標の算定方法》

#### ①収益的収支比率

- ・ 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100
- ・ 地方債償還金を含めた収益的収支状況を見るための指標

#### ②経費回収率

- ・ 農業集落排水使用料 / 汚水処理費(公費負担分を除く) × 100
- ・ 適正な使用料単価であるか、汚水処理費とのバランスにより評価するための指標

#### ③汚水処理原価

- ・ 汚水処理費(公費負担分を除く) / 年間有収水量
- ・ 汚水処理費が適正であるかを見るための指標

#### ⑤水洗化率

- ・ 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口 × 100
- ・ 管渠施設の効率性や接続状況を見るための指標

#### ④施設利用率

- ・ 晴天時一日平均処理水量 / 晴天時現在処理能力 × 100
- ・ 施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。

<sup>1</sup> 同規模都市平均値：総務省が全国の農業集落排水事業について取りまとめ、接続率ごとに分類し平均値を算出したもの。



### 3 将来の事業環境

#### 3.1 処理区域内人口の減少

農業集落排水事業における処理区域内人口（下総地区、大栄地区）は、「成田市污水適正処理構想」（平成 27(2015)年度）において「全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」（千葉県、平成 27(2015)年 3 月）をもとに予測しています。

同構想では、処理区域内人口は令和 3(2021)年度以降は減少が続き、令和 16(2034)年度には令和 3(2021)年度比で▲18.8%となる見通しとなっています。

農業集落排水事業の経営は、人口の増減が使用料収入に直結することから、中期的には処理区域内人口の推移が及ぼす影響は大きいものと考えられます。

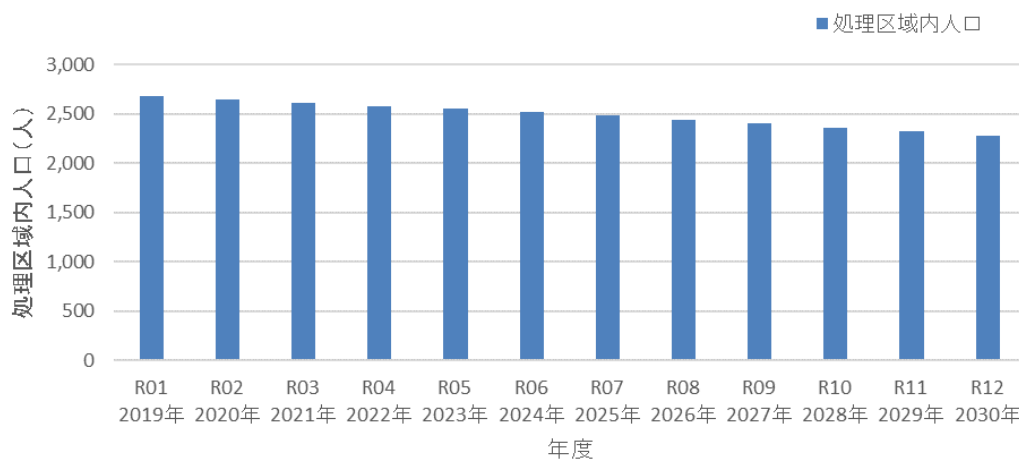


図 3.1-1 農業集落排水処理区域内人口の予測

#### 3.2 建設工事費の上昇

過去 10 か年にわたり、全国的に農業集落排水事業に係る建設工事費は上昇の傾向にあります。

国土交通省の建設工事費デフレーター<sup>2</sup>（平成 23(2011)年度基準）（令和 2(2020)年 7 月 31 日付け）では、平成 22(2010)年度～令和元(2019)年度までの 10 か年のデフレーターは次のとおりとなっています。

<sup>2</sup> 建設工事費デフレーター：建設工事に係る名目工事費額（額面どおりの工事費額）を基準年度の実質額（物価の変動の影響を取り除いた額）に換算する目的で公表されるパーセント指標。同内容の工事を行う場合に、基準年度と比べ何パーセント程度の工事費が掛かっているかを示す。

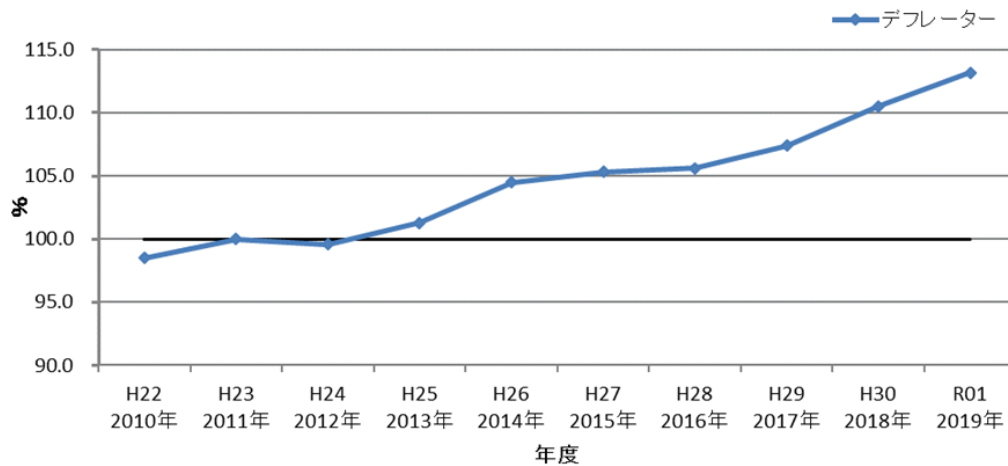


図 3.2-1 建設工事費デフレーター（下水道）

建設工事費は平成 21 年度(2009 年度)に比べて約 15%上昇しており、今後も資材の高騰や人手不足による労務費の増加などの影響により、上昇することが考えられます。事業計画策定においては、建設工事費の上昇について考慮しておく必要があります。

### 3.3 公営企業会計の適用の推進

公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められています。

総務省では、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付総務大臣通知）において、農業集落排水事業について令和 5（2023）年度までに公営企業会計に移行することを要請しています。

成田市では、総務省の要請を踏まえて農業集落排水事業について令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3 年間を移行準備期間として、令和 6(2024)年 4 月 1 日より法適用予定です。

### 3.4 将来の改築需要の増加

供用開始から 22 年が経過し、今後は整備済みの農業集落排水処理施設の老朽化により改築需要の増加が想定されます。成田市では令和元(2019)年度に機能強化事業（最適整備構想）を策定し、計画的に整備・更新を実施して行くこととしています。

#### (1) 実施期間の考え方

整備・更新の実施期間の検討においては、財政負担可能額を考慮して、単年度に更新が集中している場合に実施期間を分散させる「平準化」と、同じ地区や対策工事を同時期に集約することにより、国庫補助事業を活用し実質負担額の軽減及び作業の合理化を図る「同期化」の考え方があります。

同構想は、「同期化」により実施期間を計画することとし、財政状況等、今後の情勢を踏まえつつ計画的に行っていくこととします。なお、必要に応じて整備計画の見直しを実施することで、より実用的な構想としていきます。

#### (2) 機能強化事業（最適整備構想）に基づく事業費

令和 52(2070)年度までの事業費は約 38 億円と多額の支出が見込まれています。

今後、財政状況や今後の情勢を踏まえて、必要に応じて整備計画の見直しを実施しながら、計画的に事業を実施します。

なお、管渠施設や処理場の構造物は悪環境を除き、標準的耐用年数の 50 年を越えて使用することも可能な場合が多くあるため、優先順位を適切に設定して改築事業に臨むこととします。

## 4 経営の基本方針

農業集落排水事業の経営における基本方針は、成田市総合計画「NARITA みらいプラン」との整合や将来の事業環境等を踏まえ、以下のとおりとします。

### 【経営の基本方針】

#### 施策(1) 農業集落排水施設の整備と維持管理

- ①機能強化事業（最適整備構想）に基づき、既存施設の改築、更新等の維持管理を実施します。また、当該事業の見直しを定期的に行い、実効性のあるものとします。
- ②機能強化事業（最適整備構想）に基づく修繕・改築需要を踏まえて、計画的な修繕・改築事業を実施することにより、ライフサイクルコスト<sup>3</sup>の低減に努めます。

#### 施策(2) 農業集落排水事業の健全経営の確保

- ①農業集落排水事業の健全経営を確保するため、未接続世帯への働きかけにより水洗化率を向上することを目標とします。また、使用料や受益者分担金の未納者への督促を強化し、増収、回収に努めます。
- ②令和 6(2024)年度年度より法適用し、これまで以上に財政状態や経営成績を把握し、経営の健全化に役立てます。

#### 施策(3) 民間活力を活用した効率的かつ適切な維持管理

- ①農業集落排水処理施設の維持管理及び改築に民間活力を活用し、効率的かつ適切な維持管理に努めます。また、包括的民間委託<sup>4</sup>の導入の可能性を検討します。

<sup>3</sup> ライフサイクルコスト：設計から建設、維持管理、廃棄までの各段階に係る経費の総額を指す。老朽化施設について改築と修繕のどちらが適切か判断する基準となるもの。

<sup>4</sup> 包括的民間委託：「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（パフォーマンス）を満足できれば、施設の運転方法の詳細等については、民間事業者の裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託方式。

## 5 投資・財政計画（収支計画）

### 5.1 投資・財政計画

投資・財政計画（収支計画）は、将来の事業環境や経営の基本方針を踏まえて検討しました。検討概要を以下に示します。

### 5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定について

#### 5.2.1 収支計画のうち投資について

##### (1) 建設投資額

建設投資額として、機能強化事業及び職員給与費（資本的支出）を見込みます。

令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までは年約 3 千 5 百万円、令和 12(2030)年度は約 1 億 2 千万円の機能強化事業を見込んでおります。

農業集落排水事業は、供用開始から 22 年が経過し、施設の老朽化が進行しているため、今後も適切な事業を実施していきます。

令和 6 年度以降、機能強化事業については県補助金、起債により一般会計繰入金の増加の抑制を図りつつ事業を進めてまいります。

## (2) 起債償還費

農業集落排水事業の建設には多額の費用を要するため、建設時の財源の多くを起債により賄っています。農業集落排水事業の供用開始から 22 年が経過していますが、過年度の起債の償還（返済）は現在も継続しており、今後も改築事業に伴い新規借り入れすることにより、起債の償還が続いていく予定です。

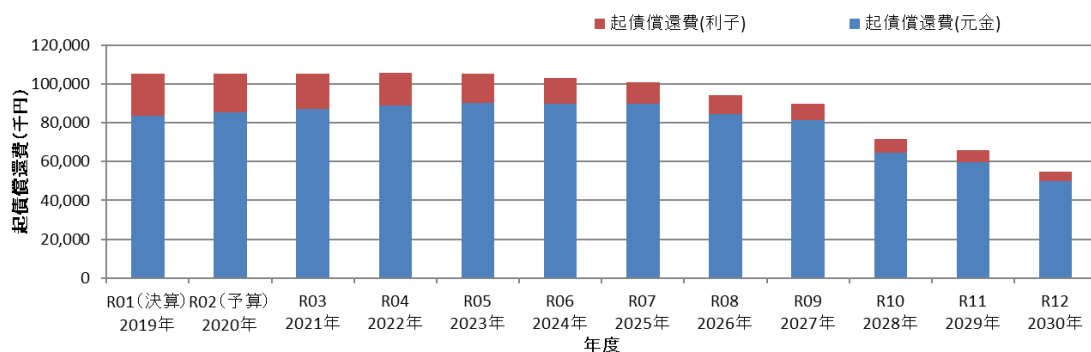


図 5.2-1 起債償還予定額

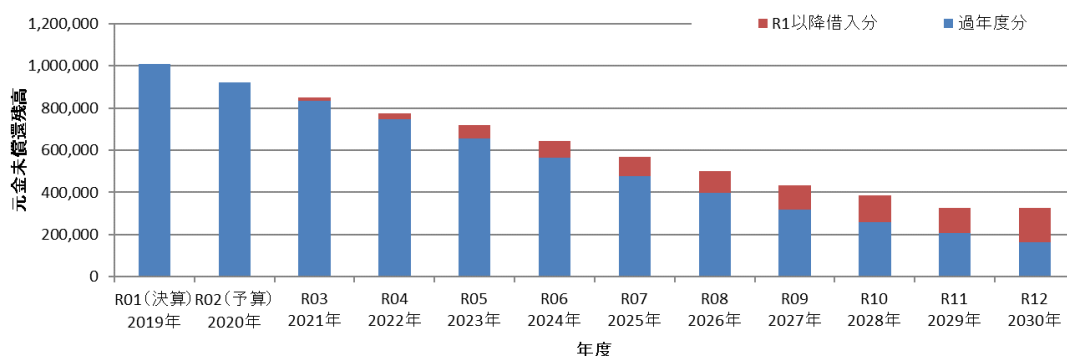


図 5.2-2 起債未償還残高

## 5.2.2 収支計画のうち財源について

### (1) 建設財源

建設事業の財源として、県補助金、起債、受益者分担金や一般会計繰入金を見込んでいます。なお、施設の損傷状況に応じた改築を順次行い、事業費の平準化を行うことを検討します。そのため、令和12年の耐用年数が迫る前に一定水準の改築・修繕を実施し、経費の平準化を図るとともに施設の長寿命化に努める必要があります。

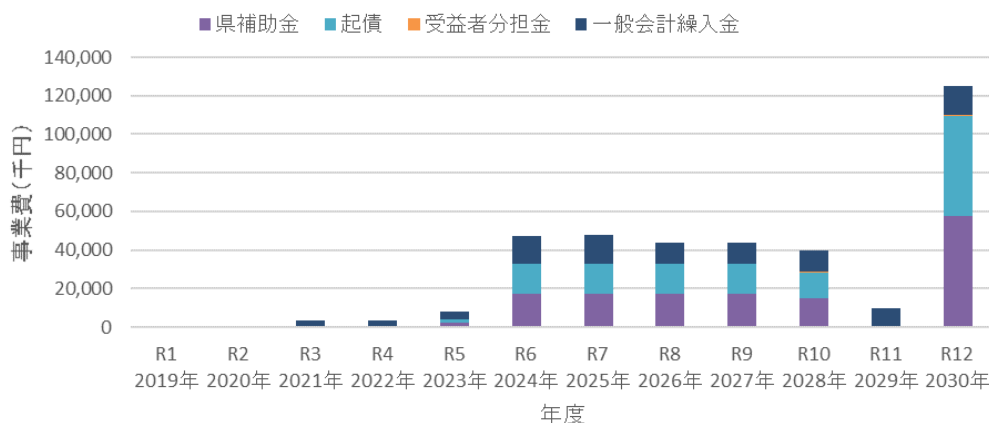


図 5.2-3 建設財源予定額

※2030(令和12)年は、処理施設の供用開始から30年経過するため、他年度より多くの改築需要が見込まれます。

### (2) 人口、汚水量の予測

成田市の行政人口<sup>5</sup>は令和12(2030)年まで増加が続くと見込まれていますが、農業集落排水事業を行う下総地区及び大栄地区の処理区域内人口は毎年度減少が続くと見込まれています。整備済みの区域において今後新規に農業集落排水施設へ接続する世帯数は少ないため、将来の水洗化人口<sup>6</sup>も減少傾向を示します。また、水洗化人口の減少を受け、有収水量<sup>7</sup>も減少傾向を示すと予測されます。

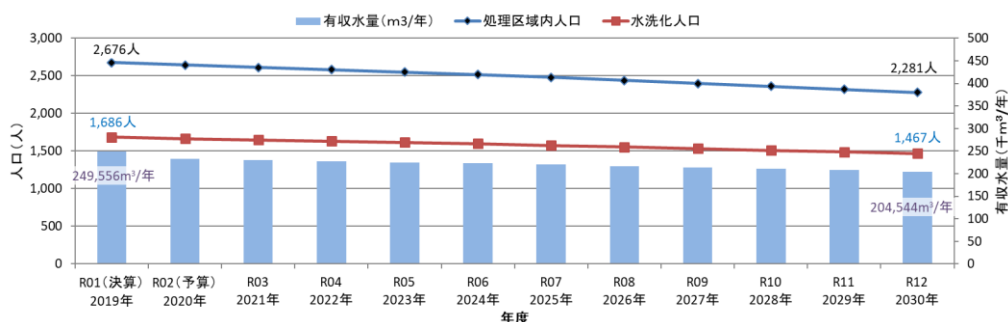


図 5.2-4 人口および汚水量の予測

<sup>5</sup> 行政人口：成田市全体の人口

<sup>6</sup> 水洗化人口：処理区域内人口のうち農業集落排水処理施設に接続している人口

<sup>7</sup> 有収水量：農業集落排水使用料の徴収対象となる水量（＝汚水処理量）

### (3) 収益的收入予測

収益的收入の内訳としては、使用料及び他会計繰入金（一般会計繰入金）がそのほとんどを占めています。

使用料は現行の使用料体系を継続した場合、人口（世帯）の減少に伴い減少傾向になると予測されます。令和元(2019)年度では約 3 千 3 百万円の収入がありましたが、令和12(2030)年度には約 3 千万円まで減収となる見込みです。

毎年度の収益的支出（維持管理費及び支払利息）は使用料のみで賄うことができないため、不足する額は一般会計からの繰入金により賄うこととしています。

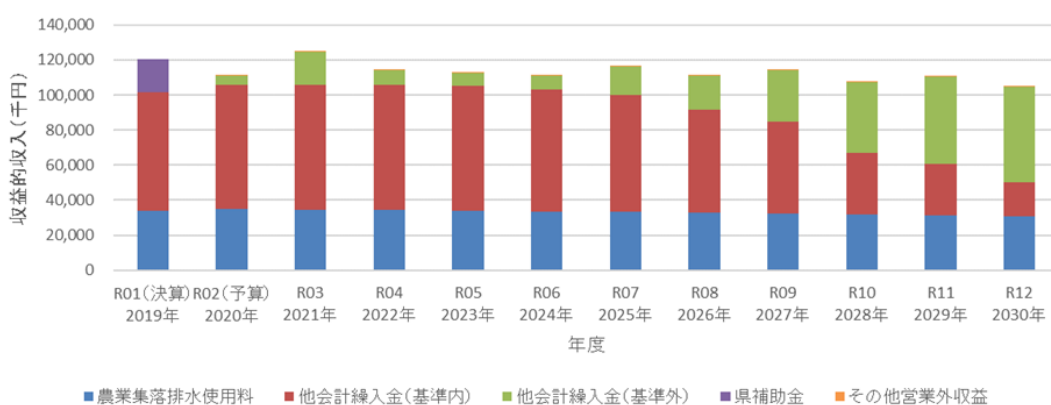


図 5.2-5 収益的收入予測



### 5.2.3 収支計画のうち投資以外の経費について

#### (1) 維持管理費の予測

維持管理費は、職員給与費、一般管理に関する経費、維持管理費等があります。

##### (a) 職員給与費

令和 2(2020)年度では職員 2 名が維持管理業務に携わっています。令和 3(2021)年度より法適用準備のため事務量が増え、それに伴い職員給与費も増加することが見込まれます。

##### (b) 一般管理に関する経費

一般管理に関する経費は、現況と同等の経費水準で推移するものと考えられます。

##### (c) 維持管理費

処理場、マンホールポンプ場及び管渠の維持管理に要する経費は、現況と同等の経費水準で推移するものと考えられます。

##### (d) 予備費

予定外の支出により予算が不足することに備えて毎年度 5 百万円の予備費を見込んでいます。

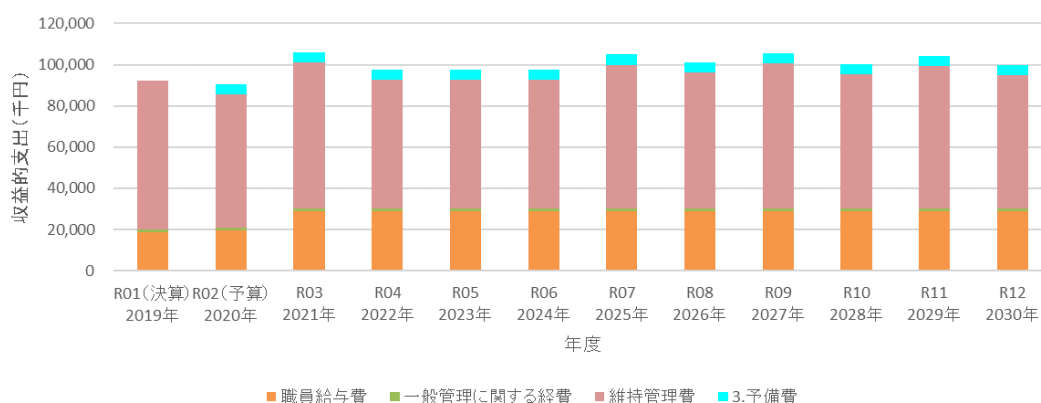


図 5.2-6 維持管理費予測

表 5.2-1 投資・財政計画

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		R01(決算)	R02(予算)	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年		
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	120,492	110,958	124,516	114,325	112,553	110,818	116,271	110,769	113,872	107,495	110,486	104,911		
	(1) 営 業 収 益 (B)	33,735	35,022	34,664	34,328	33,971	33,614	33,151	32,689	32,226	31,764	31,301	30,839		
	ア 農 業 集 落 排 水 使 用 料	33,735	35,022	34,664	34,328	33,971	33,614	33,151	32,689	32,226	31,764	31,301	30,839		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ウ 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	エ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 営 業 外 収 益	86,757	75,936	89,852	79,997	78,582	77,204	83,120	78,080	81,646	75,731	79,185	74,072		
	ア 他 会 計 繰 入 金	68,040	75,935	89,851	79,996	78,581	77,203	83,119	78,079	81,645	75,730	79,184	74,071		
	イ 県 補 助 金	18,717	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	エ その他	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	2 総 費 用 (D)	114,185	110,958	124,516	114,325	112,553	110,818	116,271	110,769	113,872	107,495	110,486	104,911		
	(1) 営 業 費 用	92,072	90,620	105,993	97,623	97,703	97,783	104,926	101,036	105,535	100,360	104,299	99,759		
	ア 職 員 給 与 費	18,828	19,610	28,956	28,956	28,956	28,956	28,956	28,956	28,956	28,956	28,956	28,956		
	イ うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
エ その他	73,244	71,010	77,037	68,667	68,747	68,827	75,970	72,080	76,579	71,404	75,343	70,803			
(2) 営 業 外 費 用	22,113	20,338	18,523	16,702	14,850	13,035	11,345	9,733	8,337	7,135	6,187	5,152			
ア 支 払 利 息	22,113	20,338	18,523	16,702	14,850	13,035	11,345	9,733	8,337	7,135	6,187	5,152			
イ うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
エ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,307	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	78,372	79,961	104,286	108,925	128,352	137,339	137,250	128,262	125,191	104,096	69,167	174,746		
	(1) 地 方 債 償 還 金	0	0	13,600	16,600	31,900	15,400	15,400	15,400	15,400	13,500	0	51,900		
	イ うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 他 会 計 補 助 金	77,772	79,751	90,486	92,125	94,096	104,583	104,494	95,506	92,435	75,396	68,967	64,946		
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) 県 補 助 金	0	0	0	0	2,156	17,156	17,156	17,156	17,156	15,000	0	57,700		
	(6) 受 益 者 分 担 金	600	210	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
	(7) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	83,360	85,135	104,286	108,925	128,352	137,339	137,250	128,262	125,191	104,096	69,167	174,746		
	(1) 建 設 改 良 費	0	0	3,696	3,509	7,986	47,462	47,616	43,964	43,964	39,652	9,652	124,980		
	イ うち職員給与費	0	0	0	0	0	9,652	9,652	9,652	9,652	9,652	9,652	9,652		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	83,360	85,135	86,950	88,806	90,346	89,877	89,634	84,298	81,227	64,444	59,515	49,766		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(5) その他	0	0	13,640	16,610	30,020	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 4,988	△ 5,174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		R01(決算)	R02(予算)	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
	2019年	2020年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
収支再差引 (E)+(I) (J)	1,319	△ 5,174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	4,355	5,674	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,674	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	5,674	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
実質収支黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	61.0	56.6	58.9	56.3	55.5	55.2	56.5	56.8	58.4	62.5	65.0	67.8		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	33,735	35,022	34,664	34,328	33,971	33,614	33,151	32,689	32,226	31,764	31,301	30,839		
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	33,735	35,022	34,664	34,328	33,971	33,614	33,151	32,689	32,226	31,764	31,301	30,839		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	1,007,035	921,900	848,550	776,344	717,898	643,421	569,187	500,289	434,462	383,518	324,003	326,137		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		R01(決算)	R02(予算)	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
	2019年	2020年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
収益的収支分	68,040	75,935	89,851	79,996	78,581	77,203	83,119	78,079	81,645	75,730	79,184	74,071		
うち基準内繰入金	68,040	70,629	70,985	71,355	71,398	69,470	66,863	58,991	52,484	34,959	29,542	19,218		
うち基準外繰入金	0	5,306	18,866	8,641	7,183	7,733	16,256	19,088	29,161	40,771	49,642	54,853		
資本的収支分	77,772	79,751	90,486	92,125	94,096	104,583	104,494	95,506	92,435	75,396	68,967	64,946		
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	1,134	2,518	5,018	5,018	5,018	5,018		
うち基準外繰入金	77,772	79,751	90,486	92,125	94,096	104,583	103,360	92,988	87,417	70,378	63,949	59,928		
合 計	145,812	155,686	180,337	172,121	172,677	181,786	187,613	173,585	174,080	151,126	148,151	139,017		

## 6 投資財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### 6.1 今後の投資についての考え方・検討状況

#### 広域化・共同化・最適化に関する事項

##### ①広域化・共同化に関する事項

農業集落排水事業は、農業集落排水区域の集約または公共下水道計画区域の統合は経済的に不利であるため、今後も施設集約の広域的な連携は行わない予定です。そのほかの効率化の方法として事務の共同化の実施事例があるため、全国的な動向を今後も注視していきます。

##### ②最適化に関する事項

成田市では最適化への取組として、平成 27(2015)年度に汚水適正処理構想を策定しています。この構想は概ね 5 年程度で社会情勢の変化等に応じて見直しを予定しており、それに伴い農業集落排水事業についても併せて見直しを検討します。

#### 投資の平準化に関する事項

農業集落排水事業は、供用開始から 22 年が経過しており、施設の老朽化等に伴い農業集落排水処理施設の改築が必要と考えられることから、令和元(2019)年度に機能診断・最適整備構想を実施し、管渠やマンホールポンプ、処理場全体を網羅した修繕・改築等の機能保全コストを算定しています。

今後は同構想を踏まえて、農業集落排水処理施設全体のリスクを考慮した優先度等を踏まえたうえで、財政状況等、今後の情勢を踏まえつつ計画的に行っていくこととします。なお、必要に応じて整備計画の見直しを実施することにより、より実用的な構想としていきます。

#### 民間活力の活用に関する事項(PPP/PFI など)

具体的な予定はありませんが、改築事業を含めた PPP/PFI<sup>8</sup>については、先行事例を調査していきます。

<sup>8</sup> PPP/PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

## 6.2 今後の財源についての考え方・検討状況

### 使用料の見直しに関する事項

農業集落排水事業の経費回収率<sup>9</sup>は令和元(2019)年度時点で 25.9% (同規模都市平均値は平成 30(2018)年度で 53.2%) と低い状況となっています。将来的な人口減少に伴う使用料収入の減少等により、今後も同程度で推移する見込みです。

農業集落排水事業は成田市の公共下水道事業に比べ使用料単価が高いことから、当面は使用料負担の公平性の観点から現行の使用料体系を継続しますが、将来的な人口減少に伴う使用料減収や市全体の一般財源も限られていることから、必要に応じ使用料の見直しを検討します。

### 資産活用に関する事項

農業集落排水処理施設から発生した汚泥は、成田市の所管する成田浄化センターで焼却処理し、その焼却灰を成田富里いずみ清掃工場にて、熔融処理し埋立て最終処分または再資源化しております。

農業集落排水事業に係るそのほかの資産または資源の活用例等はありませんが、今後は他団体の先行事例を注視し、必要に応じて資産の有効活用を検討します。

## 6.3 投資以外の経費についての考え方・検討状況

### 民間活力の活用に関する事項

現在の維持管理委託は、処理場やマンホールポンプ場の保守点検を民間に委託しており、仕様書等により単年度契約で行われていること等から、次に示すような包括的民間委託の導入の可能性を検討します。

- ・動力費や修繕費等も含めた性能発注<sup>10</sup>による委託
- ・処理場やマンホールポンプの維持管理に管渠の維持管理も含めた一体的な委託
- ・下水道事業と農業集落排水事業一体となった委託

### 主要な経費に関する事項

#### ①職員給与費に関する事項

今後の法適用や改築需要により、損益勘定職員及び資本勘定職員の事務量の増加が見込まれることから、適正な職員数の確保に努めます。

<sup>9</sup> 経費回収率：農業集落排水使用料／汚水処理費(公費負担分を除く)× 100

<sup>10</sup> 性能発注：民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮することができれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方。

②動力費に関する事項

動力費低減のため、設備更新時に省電力設備を導入することを検討していきます。

③薬品費に関する事項

薬品費は処理水の滅菌のため次亜塩素酸ナトリウム購入費があります。近年は年間18万円前後で推移しており、今後も同程度で推移すると見込んでいます。

④修繕費に関する事項

機能強化事業（最適整備構想）で策定された修繕計画を踏まえて、ライフサイクルコストの抑制による修繕費の適正化を図ります。

⑤委託費に関する事項

委託料の大部分は処理場及びマンホールポンプ場の清掃委託料、設備保守点検委託料、遠方監視システム管理等委託料が占めており、今後も同程度で推移すると見込んでいます。

#### 6.4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

令和3(2021)年度より、農業集落排水事業への法適用に向けた準備を進め、令和6(2024)年4月1日から法適用する予定です。

法適用後は現行の官公庁会計と異なる地方公営企業会計方式で経理することとなり、収支予測の様式も今回策定のものから変更する必要があります。そのため、法適用後、決算書及び財務諸表により財務分析等が実施できる段階（令和7(2025)年度以降）で、経営戦略を見直す予定とします。